

## 第7回公民館のコミュニティセンター化検討部会

日時 令和2年3月19日（木）  
午後1時30分～午後3時30分  
場所 浜田市役所4階 講堂 AB

---

### 1 開 会

### 2 部会長あいさつ

### 3 議題

(1) 前回の振り返りについて

(2) 検討事項について

（検討項目：2-①社会教育の推進体制～2-④保険加入、1-②名称）

(3) 今後の予定について

第8回部会 4月23日（木）13：30～ [講堂 AB]

第9回部会 5月下旬予定

### 4 その他

### 5 閉 会

## 公民館のコミュニティセンター化検討部会名簿

### 1 部会委員

(敬称略・順不同)

| No. | 区 分              | 所 属               | 役 職   | 氏 名     | 備考   |
|-----|------------------|-------------------|-------|---------|------|
| 1   | 識見者              | 島根県立大学しまね地域研究センター | 客員研究員 | 長 畑 実   | 部会長  |
| 2   | 関係行政機関           | 浜田市社会教育委員の会       | 会 長   | 富金原 完   | 副部会長 |
| 3   | 地区まちづくり<br>推進委員会 | 美川地区まちづくりネットワーク   | 会 長   | 大 谷 弘 幸 |      |
| 4   |                  | 今福地区まちづくり推進委員会    | 委 員   | 岩 崎 敏   |      |
| 5   |                  | 都川地区まちづくり推進委員会    | 会 長   | 新 森 増 美 |      |
| 6   |                  | 安城地区まちづくり推進委員会    | 委 員   | 岡 本 薫   |      |
| 7   |                  | 三隅自治区まちづくり会議      | 会 長   | 齋 藤 正 美 |      |
| 8   | 公民館              | 長浜公民館             | 館 長   | 瀧 口 嘉 輝 |      |
| 9   |                  | 波佐公民館             | 館 長   | 楨 田 浪 子 |      |
| 10  |                  | 市木公民館             | 館 長   | 尾 崎 光 政 |      |
| 11  |                  | 杵束公民館             | 館 長   | 日下田 周 之 |      |
| 12  |                  | 黒沢公民館             | 館 長   | 三 浦 博 美 |      |

### 2 浜田市

| No. | 職 名      | 氏 名     | 備考 |
|-----|----------|---------|----|
| 1   | 地域政策部長   | 岡 田 泰 宏 |    |
| 2   | 政策企画課長   | 岡 橋 正 人 |    |
| 3   | 企画係 主任主事 | 原 田 美由紀 |    |

### 3 事務局

| No. | 職 名               | 氏 名     | 備考 |
|-----|-------------------|---------|----|
| 1   | まちづくり推進課長         | 邊 寿 雄   |    |
| 2   | 地域づくり推進係長         | 上 野 晃   |    |
| 3   | 地域づくり推進係 主事       | 野 津 聖   |    |
| 4   | 地域づくり推進係 主事       | 山 藤 通 子 |    |
| 5   | 生涯学習課長            | 村 木 勝 也 |    |
| 6   | 生涯学習係長            | 古 城 崇 浩 |    |
| 7   | 生涯学習係 主任主事        | 藤 井 雄 也 |    |
| 8   | 派遣社会教育主事          | 小 川 豊   |    |
| 9   | 派遣社会教育主事          | 三 浦 洋 子 |    |
| 10  | 図書館係 主事           | 喜代吉 鏡 子 |    |
| 11  | 金城支所防災自治課長（金城分室長） | 原 田 俊 治 |    |
| 12  | 地域振興係長            | 森 川 学   |    |
| 13  | 教育振興係長            | 岩 崎 久 佳 |    |
| 14  | 旭支所防災自治課長（旭分室長）   | 佐々尾 昌 智 |    |
| 15  | 地域振興係長（教育振興係長）    | 稲 田 誠   |    |
| 16  | 弥栄支所防災自治課長（弥栄分室長） | 三 浦 一 美 |    |
| 17  | 地域振興係長（教育振興係長）    | 田 中 健   |    |
| 18  | 三隅支所防災自治課長（三隅分室長） | 小 松 寿 興 |    |
| 19  | 地域振興係長（教育振興係長）    | 田 倉 大 輔 |    |

## 公民館のコミュニティセンター化に関する事項

(令和2年3月19日 第7回部会資料)

## 公民館のコミュニティセンター化に関連する事項

### 1-⑦ 開館時間及び休館日

| 浜田市公民館   | 参考                       |   |
|--|--------------------------|---|
|  | 周南市<br>(市民センター)          | 坂井市<br>(コミュニティセンター)                     |
| 開館時間<br>・ 9 : 00～21 : 00<br>(浜田：日曜日は、17 : 00 まで)                       | 使用時間<br>・ 8 : 30～22 : 00 | 使用時間<br>・ 8 : 30～21 : 30 (準備・片付け時間を含む)  |
| 休館日 (共通)<br>・ 祝日<br>・ 12月29日～1月3日                                      | 休館日<br>・ 12月29日～1月3日     | 休館日<br>・ 祝日<br>・ 12月29日～1月3日<br>・ 第3日曜日 |
| 休館日 (自治区別)<br>・ 浜田：第1・3日曜日<br>・ 三隅：日曜日 (三隅公民館の体育館を除く)<br>・ 他　：土曜日及び日曜日 |                          |   |

### ア 市の基本的な考え方

- ・開館時間については、現行の開館時間 (9 : 00～21 : 00) を基本とする。
- ・休館日については、実態として休館日であっても使用申請があれば使用を許可していることや、まちづくり活動に広く活用できる施設を目指すという観点から、必要最低限に設定する。(例：年末年始のみ)
- ・一方で、センター職員の勤務体系を考慮し、土日や祝日等については、各センターの使用状況等を踏まえ、職員不在日の設定や管理人の配置によって対応する。(土日や祝日等に事業がある場合にはこの限りでない。)
- ・開館時間及び休館日については、必要に応じて変更できるようにする。

### イ 各団体等からの意見・提言

- ・コミュニティセンター化により、施設の使い方や利用層の拡大が想定されるため、各地域に応じた住民が利用しやすい開館日時の配慮を検討されたい。〔市議会：行革〕

### ウ 部会委員からの意見

- ・休館日や鍵対応に統一性がないため、できる限り統一したほうがよい。
- ・まちづくりの支援を行う場合には、土日や夜間の業務が増えることが想定されるため、各館の判断で対応できるようにするべき。
- ・三隅自治区は、他の自治区と異なり土曜日が勤務日となっている。

#### エ 第6回部会での意見

- ・各館で柔軟に対応できる仕組みにしてほしい。
- ・職員不在日や臨時の休館日には行政窓口業務を行うことができないこともあり得ることを行政から住民にしっかり周知し、理解を得ておくこと。
- ・職員不在日の設定をしても、館によっては職員の勤務時間（131時間45分）内で対応できない可能性もあることから時間外手当の導入等、労働条件や労働環境の改善が必要である。

#### オ 部会としての考え方（素案）

- ・概ね市の基本的な考え方のおおりでよい。
- ・コミュニティセンターの持続可能な運営のために、行政窓口の開設に係る住民周知やセンター職員に対する時間外手当の導入等の検討に取り組むこと。

1-⑧ 使用料

| 浜田市公民館   | 参考  |                     |      |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
|--|---|---------------------|------|----|----|----------------------|------|------|------|----------------------|------|------|------|-------|------|------|------|--|----|--------|----------------------|------|--|------|---|------|---|------|-----------------------|------|
|  | 周南市<br>(市民センター)   | 坂井市<br>(コミュニティセンター) |      |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
| <p>使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めるときは、この限りでない。</p> <p>使用料規定のある公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美又公民館</li> <li>・久佐公民館</li> <li>・小国公民館</li> <li>・波佐公民館</li> <li>・三隅公民館（体育館のみ）</li> </ul> <p>※部屋ごとに使用料の額を設定している。</p> <p>※全館、使用料とは別に「実費弁償」として冷暖房費等の実費を徴収している。</p> | <p>使用者は、別表に定める使用料の合計金額を前納しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国若しくは公共団体が使用する時、又は市長が認めるときは、後納することができる。</p> <p>(主な使用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 m<sup>2</sup>未満</td> <td>150円</td> <td>230円</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>50 m<sup>2</sup>以上</td> <td>640円</td> <td>930円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>550円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※別に冷暖房費や附属設備費の規定あり。</p> <p>※営利目的等の場合には加算あり。</p> | 施設                  | 午前   | 午後 | 夜間 | 50 m <sup>2</sup> 未満 | 150円 | 230円 | 230円 | 50 m <sup>2</sup> 以上 | 640円 | 930円 | 930円 | 調理実習室 | 550円 | 800円 | 800円 | <p>市長は、施設の使用を許可する場合において、別表に定める使用料を徴収するものとする。</p> <p>(使用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 m<sup>2</sup>未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>50 m<sup>2</sup>以上 100 m<sup>2</sup>未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>100 m<sup>2</sup>以上 200 m<sup>2</sup>未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>200 m<sup>2</sup>以上 300 m<sup>2</sup>未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>300 m<sup>2</sup>以上</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※別に附属設備費の規定あり。</p> <p>※営利目的等の場合には加算あり。</p> | 区分 | 1時間当たり | 50 m <sup>2</sup> 未満 | 100円 | 50 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満 | 200円 | 100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満 | 300円 | 200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満 | 500円 | 300 m <sup>2</sup> 以上 | 900円 |
| 施設   | 午前  | 午後                  | 夜間   |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
| 50 m <sup>2</sup> 未満   | 150円  | 230円                | 230円 |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
| 50 m <sup>2</sup> 以上   | 640円  | 930円                | 930円 |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
| 調理実習室  | 550円  | 800円                | 800円 |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
| 区分   | 1時間当たり  |                     |      |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
| 50 m <sup>2</sup> 未満   | 100円  |                     |      |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
| 50 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満   | 200円  |                     |      |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
| 100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満  | 300円  |                     |      |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
| 200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満  | 500円  |                     |      |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |
| 300 m <sup>2</sup> 以上  | 900円  |                     |      |    |    |                      |      |      |      |                      |      |      |      |       |      |      |      |  |    |        |                      |      |  |      |   |      |   |      |                       |      |

ア 市の基本的な考え方

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料は、貸館機能を有するセンター（分館を含む）で徴収するものとする。</li> <li>・使用料の額は、使用する面積及び時間により算定する方式とする。</li> <li>・営利<del>団体がセンターの設置目的に沿わない目的</del>で使用する場合や市外の団体が使用する場合には、使用料を加算する。</li> <li>・冷暖房費等の実費についても別に定めて徴収する。</li> </ul> <p>※ 減免については1-⑨へ</p> |
|---|

イ 各団体等からの意見・提言

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間になった場合の施設の使用料等の決め方など細部のことを知りたい。〔市公連〕</li> </ul> |
|---|

ウ 部会委員からの意見

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の統一について検討すべき。</li> </ul> |
|---|

※第6回部会での意見及び部会としての考え方（素案）については、次の項目に記載

## 1-⑨ 使用料の減免

| 浜田市公民館                                    | 参考  |   |
|---|---|---|
|   | 周南市<br>(市民センター)   | 坂井市<br>(コミュニティセンター)   |
| 教育委員会は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 | [免除]<br>・市又は教育委員会が主催又は共催する行事<br>・設置目的に沿って市内の公共的団体が使用<br>・保育所や学校等が保育や教育目的で使用<br>[5割減免]<br>・市以外の官公庁や大学等<br>[3割減免]<br>・市又は教育委員会の後援 | [免除]<br>・市又は教育委員会が主催又は共催する行事<br>・市内の幼児、小中学生で組織される団体の使用<br>[5割減免]<br>・市又は教育委員会の後援行事<br>・公益上必要と認める場合<br>(5割以下の減免) |

### ア 市の基本的な考え方

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・次のような場合には、使用料を減免する。ただし、減免割合については、改めて検討する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市又は教育委員会が主催、共催又は後援するとき</li> <li>・市以外の官公庁が行政目的で使用するとき</li> <li>・島根県立大学、市内の高等専門学校及びその学生が使用するとき</li> <li>・市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校及びその学生等が使用するとき</li> <li>・市内の非営利団体がセンターの設置目的に沿って使用するとき                 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 非営利団体とは、利益の分配を目的としない団体のこと</li> </ul> </li> <li>・市内の営利団体がセンターの設置目的に沿って使用するとき（入場料等を徴収し、又は物品販売を行う場合を除く）</li> </ul> </li> <li>・その都度減免の手続きを行うことは、申請者及び市（センター職員）双方の負担となることから、減免団体の登録制について検討する。</li> </ul> |
|--|

### イ 各団体等からの意見・提言

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> |
|---|

### ウ 部会委員からの意見

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免規定が曖昧なため、はっきり規定するべき。</li> <li>・地域が利用する場合には、ある程度の減免が必要である。人が集まるかどうかにも関わってくる。</li> </ul> |
|--|

### エ 第6回部会での意見

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免登録については、申請者の負担にならないように配慮すること。</li> <li>・設置目的に沿わないという例外規定は、必要ないのではないか。</li> <li>・まちづくり活動を促進するため、冷暖房費についても使用料とセットで減免の対象とすべき。</li> </ul> |
|---|

### オ 部会としての考え方（素案）

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免登録の手続きは、申請者の負担にならないよう簡素化を図ること。</li> <li>・まちづくり活動の促進を図るため、冷暖房費についても減免の対象とすること。</li> </ul> |
|--|

1-⑩ 使用許可

| 浜田市公民館  | 参考   |  |
|---|--|--|
|   | 周南市<br>(市民センター)  | 坂井市<br>(コミュニティセンター)  |
| <p>・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加）</p> <p>・次の場合には許可しない。</p> <p>(1) 法第 23 条に定められた行為又は集会</p> <p>(2) 社会教育上不相当と認められる催し又は集会</p> <p>(3) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがある催し又は集会</p> <p>(4) 暴力団等の利益になると認められる催し又は集会</p> <p>(5) その他公民館の管理運営上支障があると認められる催し又は集会</p> <p>※社会教育法第 23 条<br/>公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p> | <p>・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加）</p> <p>・次の場合には許可しない。</p> <p>(1) 法の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき</p> <p>(2) センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき</p> | <p>・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加）</p> <p>・次の場合には許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき</p> <p>(2) 危険物を使用するもので、火災、事故等発生のおそれがあると認められるとき</p> <p>(3) 施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき</p> <p>(4) 集団的又は常習的に暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき</p> <p>(5) 入場料の徴収及び物品の販売又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。ただし、市長が認める場合には、この限りでない</p> <p>(6) その他施設等の管理に支障があるとき</p> |



ア 市の基本的な考え方

- ・使用申請手続きについては、現行どおり事前申請・事前許可を基本とする。
- ・次のような場合には、使用を許可しない。
  - ・公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき
  - ・危険物を使用するもので、火災、事故等発生のおそれがあるとき
  - ・施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
  - ・暴力団等の利益になると認められるとき
  - ・その他管理上支障があるとき
- ・一般的な公共施設で規定されている、使用許可後の規定違反等による使用制限、特別な器具等の持ち込み制限、目的外使用や転貸の禁止、原状回復や損害賠償の義務などについても規定する。

イ 各団体等からの意見・提言

- ・特になし

ウ 部会委員からの意見

- ・使用料とあわせて検討すべき。

エ 第6回部会での意見

- ・「暴力団等」の表現を整理すること。

オ 部会としての考え方（素案）

- ・市の基本的な考え方のおりどおりでよい。

1-⑪ 運営推進委員

| 浜田市公民館  | 参考  |   |
|---|---|---|
|   | 周南市<br>(市民センター)                               | 坂井市<br>(コミュニティセンター)   |
| <p>社会教育法第 22 条に規定する事業を円滑に推進していくために、各地区の公民館に公民館運営推進委員を置くことができる。<br/>委員は 20 人以内とする。</p> | <p>連絡会議を設けて地域の意向を運営に反映<br/>(地区ごとに自由な組織形態)</p> | <p>センターにコミュニティセンター運営協議会を置くことができる。<br/>センター事業の企画運営について協議する。<br/>(構成員)<br/>・まちづくり協議会<br/>・地区区長会 (連合自治会・自治会長会)<br/>・社会教育関係者 ・学校<br/>教育関係者 など</p> |

ア 市の基本的な考え方

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター事業を円滑に推進していくために、各地区のセンターに「(仮称) センター運営推進委員」を置くことができる。(委員は 20 人以内とする。)</li> <li>・センター事業の企画運営について協議するとともにセンター管内の情報共有を図るため、各地区のセンターに「(仮称) センター運営協議会」を設置する。</li> <li>・「(仮称) センター運営協議会」は、次のようなメンバーを中心に構成する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター長及びセンター職員</li> <li>・(仮称) センター運営推進委員 (の代表)</li> <li>・当該センター管内の各地区まちづくり推進委員会の代表                 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 地区まちづくり推進委員会ができていない地域については町内会長又は行政連絡員</li> </ul> </li> <li>・地域学校協働活動推進員などの学校関係者</li> <li>・その他当該センター管内でまちづくり活動等に取り組む団体の代表</li> <li>・連携主事 (仮称: まちづくりコーディネーター)</li> <li>・市担当課職員 (まちづくり担当課・社会教育担当課)</li> </ul> </li> </ul> |
|---|

イ 各団体等からの意見・提言

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> |
|---|

ウ 部会委員からの意見

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進委員の位置づけがどのようになるのか。</li> <li>・運営推進委員による会議の開催は必要である。</li> <li>・(社会教育とまちづくりの) 両方の面倒を見ることができる人がよいが、人選が難しい。</li> <li>・地区まちづくり推進委員会の役員体制の中での位置づけが必要である。</li> <li>・地区内での組織体制の整理統合が必要である。</li> <li>・運営推進委員は地区まちづくり推進委員会と統合するのがよい。</li> </ul> |
|--|

エ 第6回部会での意見

- ・運営推進委員の人数については、地域の実情に応じて決定できるようにしたほうがよい。
- ・運営推進委員会や（仮称）センター運営協議会の詳細については、各地域の裁量で決めていけるようにしたほうがよい。

オ 部会としての考え方（素案）

- ・運営推進委員については、特に定員を設けず、地域の実情に応じて設置できるようにしたほうがよい。
- ・各センターにおいては、運営推進委員や地区まちづくり推進委員会など、センターの活動に関連のある団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営すること。

1-⑫ 運営方式

| 浜田市公民館 | 参考   |                     |
|--------|--|---------------------|
|        | 周南市<br>(市民センター)  | 坂井市<br>(コミュニティセンター) |
| 直営     | センターの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせることができる。 | 直営<br>※指定管理等は検討課題   |

ア 市の基本的な考え方

|   |
|---|
| <p>(当初)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営委託（管理団体へ委託する）</li> </ul> <p>(変更後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に管理運営委託を目指すこととし、当面（3年程度）直営で運営する。<br/>※分館はこれまでどおり自治会へ委託する。</li> <li>管理運営委託については、浜田市における公民館のコミュニティセンター化に即した委託方式を採用するため、コミュニティセンター化についての評価・検証を行いながら検討する。</li> <li>検討に当たっては、公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な協議機関（組織）を設置する。構成員については、センター関係者、まちづくり関係者、社会教育関係者、市職員を中心に、必要に応じて島根県や専門家（識見者）を加えて構成する。</li> </ul> |
|---|

イ 各団体等からの意見・提言 ※ 主に市の方針変更前（委託方針の際）に提出された意見

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>直営方式と委託方式の比較検討結果を提示し、メリット・デメリットを精査して説明をされたい。（市議会：行革）</li> <li>直営方式から委託方式に変更されるが、委託先をはじめ、委託方法やスケジュールにおいて、不明瞭な部分が多い。住民や関係者が不安にならないよう明確かつ丁寧な説明をされたい。（市議会：行革）</li> <li>委託業務の内容や委託金額等を示して、受け入れ先を早急に探す必要がある。（市公連）</li> <li>管理運営がなぜ直営ではいけないのか。これまでの公民館の活動の積み上げを重視し、市長部局で3年や5年運営したうえで行財政改革の面で委託を選択するなら理解できるが、そのあたりの説明をお願いしたい。（市公連）</li> <li>なぜ委託なのか。委託先があるのか。まちづくり委員会がしっかりしている所は可能かもしれないが、そうでないところは現時点では考えにくい。公民館活動やまちづくり、社会教育について経験がないところに委託できるのか。（市公連）</li> <li>管理運営委託について、いまだに中身が決まっていない段階で、今どう理解し、どう判断すれば良いのかわからない。（市公連）</li> </ul> |
|--|

ウ 部会委員からの意見

- ・管理運営については、直営を望む。
- ・まずは直営でスタートし、完全に準備が整えば指定管理とする。
- ・運営方式は時間をかけて検討する必要がある。

エ 第6回部会での意見

- ・3年という期限を示さず、委託を目指すという表現に留めておいたほうがよい。
- ・数値目標（目標年度）を掲げて計画的に取り組むべきではないか。
- ・市の方針としては、「3年程度」という表現であり、評価検証する中で直営の期間（委託の目標年度）の妥当性も検討されるべき。

オ 部会としての考え方（素案）

- ・直営での運営期間は「3年程度」となっているが、運営方式の検討に当たっては、委託を目指す目標年度の妥当性も含めて検討すること。

## 2-① 社会教育の推進体制

| 浜田市公民館  | 参考   |   |
|---|--|---|
|   | 周南市<br>(市民センター)  | 坂井市<br>(コミュニティセンター)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会生涯学習課が所管</li> <li>・県の派遣社会教育主事を配置(2名)</li> <li>・公民館主事、社会教育主事の資格取得を支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会生涯学習課が所管</li> <li>・主事に対して生涯学習主事を併任</li> <li>・センター主事、社会教育主事講習の年1名受講</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡等にあたるセンター(旧市町に1か所:計4か所)に「社会教育指導員」を配置し、社会教育や地域づくりに関する指導・助言を行う。</li> <li>・補助執行により市長部局の職員がコミュニティセンターにおける社会教育を担当(H30視察時)</li> </ul> |

### ア 市の基本的な考え方

- ・社会教育の所管部署については、社会教育を推進できる体制づくりを念頭に、部会での議論を踏まえて決定する。
- ・島根県の派遣社会教育主事については、引き続き2名の配置を県に要請する。なお、教育委員会が派遣先となることから、必要に応じて市長部局との兼務により対応する。
- ・コミュニティセンターにおける社会教育事業の充実に向けて、センター職員が社会教育主事講習を計画的に受講できるよう職務の調整や予算の確保に努める。
- ・地域と学校のつながりづくりについては、引き続きコミュニティセンターが拠点となって推進していく。
- ・市職員に対して人づくり・つながりづくり・地域づくりの意識醸成を図るため、社会教育の研修を実施する。

### イ 各団体等からの意見・提言

- ・市長部局で社会教育を推進するに当たっては、「人づくり・地域づくり推進課」(仮称)及び「社会教育係」(仮称)を置く。(社会教育委員の会)
- ・市長部局の担当課に社会教育主事資格者を配置するとともに、島根県からの派遣社会教育主事を1名配置する。また、教育委員会にも派遣社会教育主事を1名配置し、学校との連携協働をより強化していく。(社会教育委員の会)
- ・市職員に人づくりや地域づくりの意識醸成を図るため、社会教育の研修を実施する。(社会教育委員の会・社会教育アドバイザー)
- ・センターには、社会教育主事の有資格者又は社会教育士等の専門職を配置する。(社会教育委員の会)
- ・社会教育・生涯学習の振興及び推進に関する行政施策を総合的に推進するため、市長を本部長とする浜田市生涯学習推進本部の設置や「生涯学習都市宣言」の実施などに取り組む。(社会教育アドバイザー)

ウ 部会委員からの意見

- 社会教育主事等の資格取得に向けた有効策の検討が必要である。
- 市長部局での社会教育の推進は難しいと思われる。
- 社会教育主事の有資格者の全国公募を検討してはどうか。

## 2-② 公民館の調整機能・連絡体制

| 浜田市公民館                                     | 参考  |   |
|--|---|---|
|  | 周南市<br>(市民センター)                               | 坂井市<br>(コミュニティセンター)                           |
| 各館 公民館運営推進委員会<br>自治区 公民館連絡会<br>全市 公民館連絡協議会 | 各館 連絡会議 (任意形態)<br>全市 所長会 (年1~2回)<br>主事会 (年5回) | 各館 センター運営協議会<br>旧市町 センター地区連絡会<br>全市 センター連絡協議会 |

### ア 市の基本的な考え方

- ・各センターに、運営推進委員や地区まちづくり推進委員会など、センターの活動に関連のある団体等と協議・情報共有する会議を設置する。
- ・現自治区ごとに、現在の館長・主事会に準じた連絡会を設置する。
- ・市全体に、現在の公民館連絡協議会に準じた連絡協議会を設置する。
- ・公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な協議機関（組織）を設置する。

### イ 各団体等からの意見・提言

- ・コミュニティセンターを多角的に評価・検証するとともに助言や提案をできる「人づくり・地域づくりセンター」運営支援チーム（仮称）を立ち上げる。（社会教育委員の会）
- ・現在の館長・主事会のように浜田市全体や各地域（自治区）内の連絡会議組織はあるのか。（市公連）

### ウ 部会委員からの意見

- ・特になし



## 2-③ 公民館職員の育成

| 浜田市公民館   | 参考  |  |
|--|---|--|
|  | 周南市<br>(市民センター)   | 坂井市<br>(コミュニティセンター)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修会（県西部社会教育研修センター主催、市主催など）への参加</li> <li>社会教育主事の資格取得を支援【再掲】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>センター主事社会教育主事講習の年1名受講【再掲】</li> <li>地域づくり推進課主催の地域づくり研修の実施（基礎講座、ファシリテーター研修、プランニング研修など）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会は、県公民館連合会に加盟し、センター職員に対して研修・情報交換の機会を提供</li> </ul> |

### ア 市の基本的な考え方

- 県や市などが主催するまちづくりや社会教育に関する各種研修への計画的な参加により、センター職員の資質や能力の向上に取り組む。
- 特に市が主催する研修については、センター業務に必要なスキルアップや能力形成を念頭に、センター職員の要望も伺いながら研修内容を構築する。
- センター職員が社会教育主事講習を含む各種研修を計画的に受講できるよう職務の調整や予算の確保に努める。【再掲】

### イ 各団体等からの意見・提言

- コミュニティセンター化になれば、職員の意識醸成や能力形成等を進めるとあるが、具体的にどのような取り組みをするのか。（市公連）

### ウ 部会委員からの意見

- 公民館職員の育成は大事であり、研修は必要である。
- 地区まちづくり推進委員会への研修はどのようなものが開催されてきたか。

2-④ 保険加入

| 浜田市公民館        | 参考              |                     |
|---------------|-----------------|---------------------|
|               | 周南市<br>(市民センター) | 坂井市<br>(コミュニティセンター) |
| ・公民館総合補償制度に加入 | ・公民館総合補償制度に加入   | ・公民館総合補償制度に加入       |

ア 市の基本的な考え方

・公民館総合補償制度に引き続き加入する。

イ 各団体等からの意見・提言

・特になし

ウ 部会委員からの意見

・公民館総合補償制度（または同程度の保険）の継続が必要である。

## 1-② 名称等

| 浜田市公民館                      | 参考                    |                                    |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------------------|
|                             | 周南市<br>(市民センター)       | 坂井市<br>(コミュニティセンター)                |
| 名称 公民館<br>施設数 26 館 (分館 9 館) | 名称 市民センター<br>施設数 36 館 | 名称 コミュニティセンター<br>施設数 23 館 (分館 3 館) |

### ア 市の基本的な考え方

- ・現在の公民館をそのまま移行する。
- ・名称については、部会での議論を踏まえて決定する。

### イ 各団体等からの意見・提言

- ・人づくり・地域づくりセンター〔社会教育委員の会〕

### ウ 部会委員からの意見

- ・社会教育法に基づく施設であれば「公民館」がよいのではないか。
- ・新しく変わることが分かるように名称は変更したほうが良い。
- ・「コミュニティセンター」には違和感がある。
- ・名称に大きなこだわりはない。

### エ 部会としての考え方 (たたき台)

- ・公民館が新しい機能を持った施設に変わることを地域住民等に理解してもらうためにも、名称は変更することが望ましい。
- ・「コミュニティセンター」という名称では、何をする施設か分かりにくいことから、「まちづくりセンター」のように施設の機能などを端的に表した施設名にするべき。

#### (検討課題)

- ・具体的な名称案〔いわゆる仮称〕を提案すべきか。
- ・「公民館」という名称を何らかの方法で残す可能性について言及すべきか。

### オ 第5回部会での意見

- ・名称は、議論が進み、共通認識が深まってから話し合うべき。
- ・公民館は親しみがあって温かみのある施設なので、名称は公民館のままでよいと思う。
- ・これを契機に新しい施設に変わるので、名称は変えたほうが良い。(例：市民センター)

### カ 部会としての考え方 (素案)

- ※ 名称については最後に議論する。

#### 【参考：他の自治体の名称例】

- ・大田市：まちづくりセンター
- ・雲南市：交流センター
- ・江津市：地域コミュニティ交流センター